

「国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進」分野において、第 2 回 点検（平成 26 年）で指摘した「今後の課題」に対応した進捗状況

- ① 「グリーン経済」を念頭においた国際協力、とりわけ重点地域における取組について、我が国は途上国に対して多額の支援を行っている。途上国への支援を行う際は、その成果を示すなど国民に対して引き続き説明責任を果たしていくべきである。

【関係施策等（関係府省）】

1 クリーンアジア・イニシアチブ（CAI）の推進（環境省）

環境に関する二国間での政策対話、多国間での国際会議など、その成果を国民に示すためにウェブサイト等でそれらの結果の周知を図るとともに、アジアにおける数々の国際会議・セミナー等で二国間オフセット・クレジット制度（JCM）をはじめ、我が国の枠組みによる国際協力や、それらに係る環境配慮型技術の紹介、説明を行っている。我が国は、アジアでの環境分野においてイニシアチブを発揮し、途上国の環境保全を図るとともに、我が国の国際的取組やモデル事業、JCM等を通じた技術の展開を図っている。

5 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築・実施（外務省、経済産業省、環境省）

ウェブサイト「新メカニズム情報プラットフォーム」における情報提供や、JCMに関するシンポジウムやセミナーの開催及び中央環境審議会、産業構造審議会における報告等により、JCMの進捗状況やその成果等について、幅広く情報発信を行った。

6 気候変動分野における途上国支援（外務省）

平成 25 年の「国連気候変動枠組条約第 19 回締約国会議」COP19 に際して、途上国の緩和・適応対策に対し、平成 25 年から 3 年間で官民合わせて 1 兆 6,000 億円の支援を表明し、1 年半あまりでこれを達成した。気候変動分野における途上国支援については、主にODAを通じた、被支援国のニーズを踏まえた支援を実施し、様々な機会を捉え日本の貢献を国内外に積極的にアピールしている。また、透明性の確保の観点から支援実績を含む「隔年報告書」を気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）事務局に提出しており、日本語でもインターネット上で公開するなど、国民への説明責任を果たすべく取り組んでいる。（なお、2013-2014 年実績については、平成 28 年 1 月 1 日に UNFCCC 事務局に提出済み。）また、緑の気候基金（GCF）に関して、平成 27 年 11 月の理事会において 8 件の案件が初めて承認されるなど、着実に支援を実施している。日本は理事会メンバーとして、案件採択に積極的に関与しており、上述の 8 件には、日本が重視する島嶼国案件 2 件も含まれるなど、戦略的に取り組んでいる。

② 政府は、関係府省等や官民で連携を図りつつ、途上国に対して引き続き総合的かつ戦略的に支援を行うべきである。例えば、技術協力等については、途上国の環境保全のみならず、我が国の環境配慮型技術の国際展開にもつながるという観点も踏まえつつ支援を行うべきである。

【関係施策等（関係府省）】

1 クリーンアジア・イニシアチブ（CAI）の推進（環境省）

（P 1の再掲のため、内容は省略）

2 国際研究開発・実証プロジェクト（経済産業省）

2-1 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの実証事業

実証事業から合弁企業立ち上げへとつながった案件があり、日本の優れた技術を海外に展開すること等を通じて、世界全体のグリーン経済の推進に貢献できる国際協力を進めている。

2-2 公害防止分野での実証事業

中国及びマレーシアでの実証事業ともに、現地における普及活動を実施済みまたは実施予定であり、我が国の環境配慮型技術の国際展開につながるよう努めている。

3 途上国におけるコベネフィット効果検証・実証事業（環境省）

我が国の環境技術を活用した実証等を行っており、国内有識者からも助言を得つつ、我が国の環境配慮型技術の海外への普及を念頭に調査を進めている。

4 「緑の未来協力隊」（外務省）

「緑の未来協力隊」の編成にあたっては、省庁横断的にJICA及び各省派遣の環境・気候変動、水、農業、エネルギー分野の専門家、青年海外協力隊（JOCV）、JICAボランティア、国内研修事業の講師を「緑の未来協力隊」として任命するとともに、官民連携及び我が国の環境配慮型技術の国際展開に資する観点から、本件隊員として上記各分野に該当するNGO連携無償資金協力及びJICA草の根技術協力の対象NGO等も任命した。また、本件隊員から任意で提出された活動報告書を外務省ウェブサイトで公表し、我が国の途上国における技術協力活動の広報に努めた。

5 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築・実施（外務省、経済産業省、環境省）

途上国に対して、技術協力でJCMを含む気候変動対策に関する能力強化を行うなど、JCMの実施体制を構築する支援を行い、JCMプロジェクトの実施による我が国の環境配慮型技術の普及の基盤づくりを行っている。

6 気候変動分野における途上国支援（外務省）

（P 1の再掲のため、内容は省略）

7 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（環境省）

平成 28 年度から、実現可能性調査等において、自治体間協力と連携した事業を優先的に支援することによって、パッケージとして海外展開を推進している。また、これまでの事業の成果を活用し、海外展開経験の少ない事業者の新規参入を促していくための方策についても今後検討を行う。さらに、戦略的な海外展開促進のため、平成 28 年 3 月には、廃棄物処理・3Rに関するワークショップをベトナム・ハノイにて開催し、アジア各国の政府・自治体関係者や研究者、日本の事業者の参加の下、海外展開の優良事例、各国が抱える課題や必要とされる技術、今後の協力のニーズ等につい

て意見交換を行った。

8 リサイクルビジネス展開可能性調査（経済産業省）

事業実施可能性調査（F S）から海外展開へつなげた案件も複数あり、日本の優れた技術を海外に移転すること等を通じて、世界全体のグリーン経済の推進に貢献できる国際協力が進んでいる。

9 アジア水環境パートナーシップ（WEPA）（環境省）

畜産排水処理に関するアクションプログラム等を通じ、WEPA参加国に産業排水管理の強化を促すなど、将来的に我が国の水環境事業者がアジア各国への展開を図る上での下地作りの観点も踏まえつつ、各国行政官の能力向上のための支援を行っている。

10 アジア水環境改善モデル事業（環境省）

アジア及び大洋州地域において有効な、我が国の水処理改善技術を優先的に選定し、実現可能性調査（F S）や現地実証試験等を実施してきた。なお、平成28年度には、アジアにおいて水処理改善技術のニーズを調査し、有効に展開できるよう調査を実施する予定である。

11 中国農村地域等におけるアンモニア性窒素等総量削減協力事業（環境省）

中国の水環境において最も重要な課題となっている畜産事業の排水処理に関して、我が国畜産排水処理技術の将来的な中国への展開も視野に入れつつ、畜産排水分野に関する共同研究の一環として日中実務者による政策対話（平成27年12月）を実施し、日本の畜産排水処理技術の紹介を行うなど、中国の水環境保全のための協力を進めている。

12 下水道分野の水ビジネス国際展開（国土交通省）

ベトナム、インドネシア等の重点対象国を中心に、技術協力に関する覚書を締結しており、覚書に基づいた定期的な政府間協議やセミナーにおいて官民が連携して、我が国の技術や経験を発信している。

③ JCMについて、国際会議等の場において積極的に広報を進めるとともに、相手国の意向を踏まえた同制度のメリットを示すなどして国際社会での認知度を高め、その署名を推進するべきである。また、国内での認知度の向上を図るため、ウェブサイト等で実施している情報提供を国民に分かりやすいものに改善することが重要である。

【関係施策等（関係府省）】

5 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）の構築（外務省、経済産業省、環境省）

気候変動枠組条約の補助機関会合に対して、JCMの取組に関する意見提出を行うとともに、締約国会議において、JCMパートナー国（16か国）の閣僚を含むハイレベルの代表者が出席するJCMパートナー国会合の開催やサイドイベントを活用した取組の紹介を行った。また、国連以外の国際会議の場（世界銀行が主催する市場メカニズム準備基金（PMR）会合、ニュージーランド政府が主催するアジア太平洋炭素市場ラウンドテーブル（APCMR）、国際排出量取引協会が主催する炭素市場関連会議等）やJCM公式ウェブサイトにおいても、JCMによるパートナー国のメリット

やこれまでの JCM の実績を各国に示すことで、今後のパートナー国の拡大に向けた JCM への理解の向上に努めた。さらに、国内では、ウェブサイト「新メカニズム情報プラットフォーム」における情報提供や、JCM に関するシンポジウムやセミナーの開催及び中央環境審議会、産業構造審議会における報告等により、JCM の進捗状況やその成果等について、幅広く情報発信を行った。

④ 国際連合等の国際機関等を通じて行う資金の拠出については、「グリーン経済」に係る国際協力の観点のみならず、支援対象国の活力を取り込むとともに、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることに配慮し、戦略的に行うべきである。

【関係施策等（関係府省）】

15 国連環境計画（UNEP）拠出金等（環境省）

いずれの拠出金についても、国際機関の活動状況を確認しつつ、より効果的・効率的なプログラムの実施を促すよう努めている。特に、「持続可能な消費と生産 10 年計画枠組み」（10YFP）については、我が国が重視する分野のプログラムについて、共同リード機関としてプログラムをリードするとともに、支援対象国からの提案を受けて、事業を実施することとしている。

16 UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（資源パネル）支援（環境省）

パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の取りまとめ等において、日本人研究者が中心的な役割を果たしている。また、運営委員会に環境省からも出席し、国際的な議論を主導するとともに、我が国の循環型社会形成推進基本計画等の内容を国際的な議論に反映させるよう努めている。さらに、アジア太平洋地域における 3R に関する閣僚級会合であるアジア太平洋 3R 推進フォーラムにおいてサイドイベントを開催するなど、UNEP-IRP の活動成果をアジア太平洋地域にも活用してもらえるよう努めている。

17 多数国間環境条約事務局等を活用した国際協力（外務省）

国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながるよう、国際機関等との連携や協議を通じ、支援対象国のニーズと地球規模課題の解決の視点を踏まえてプロジェクト等の実施支援を進めている。

18 アジア諸国における 3R の戦略的実施支援事業拠出金（環境省）

アジア太平洋地域においては、3R に係る基礎的な情報が不足しており、政策の立案や我が国循環産業の国際展開の障壁となっていることから、日本が主導し、アジア太平洋 3R 推進フォーラムのほか、各国専門家等の協力も得つつ、効率的に 3R の課題・進捗等を情報収集することにより、資源循環に関する情報・データを「アジア太平洋 3R 白書」として整備していく。

19 SATOYAMA イニシアティブ国際パートナーシップ実施事業（環境省）

平成 27 年度に開催されたアフリカ地域会合及びカンボジア定例会合は、開催国政府及び政府関係機関との共催により実施した。これにより、現地政府の積極的な参加を促し、日本のプレゼンスの拡大に貢献した。また、現地政府のみならず、現地 NGO の積極的な開催協力も促すことで、開催国の能力強化にも配慮した。平成 28 年度

も同様に、開催国政府、関係諸機関との共催、現地NGOの協力によるマレーシア地域会合の開催を予定している。

20 地球環境ファシリティ（GEF）による開発途上国における地球環境保全支援（財務省）

我が国は、GEF第6次増資期間（平成26年7月～平成30年6月）におけるトップドナーとして、幅広い層の関係者の参画を得て行われる「統合的アプローチ」等の革新的なプログラムに取り組むGEFの活動を引き続き支援しており、他国からも評価を受けている。また、昨年10月には、日本人CEOが次期CEOに再任することが決定したが、これは、同CEOの卓越した指導力が評価された結果であるとともに、これまでのGEFに対する日本の貢献やGEFによる支援の効果が高く評価された結果であると考えられる。今後も、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることに配慮し、引き続きGEFの活動を支援していく。

21 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金（環境省）

我が国のバーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながるよう戦略的に拠出を行っている。

22 生物多様性日本基金による愛知目標実施支援（環境省）

事業の実施には、日本基金を核として他国等からの協調支援が用いられている。また、同基金により開催されるワークショップ等に当たっては、日本基金のロゴマークを使用しているほか、生物多様性条約関係の国際会議では、適宜、日本基金による支援の取組を発言し、我が国のプレゼンスの拡大に努めている。